

# 65歳以上の皆さんへ 介護保険料について

## 令和6～8年度 介護保険料のお知らせ

### 坂東市は基準額月額5,350円のまま据え置きとなります

介護保険制度は、国・県・市からの負担と、65歳以上の方と40歳～64歳の方が負担する保険料で支えられています。

65歳以上の方が負担する介護保険料は、3年ごとに見直されます。令和6～8年度の介護保険料は、非課税世帯（1～3段階）の保険料の軽減を図り、基準額はそのまま5,350円に据え置きとしました。

### 保険料の段階が13段階となります

保険料の弾力化を図るため、介護保険料の段階を従来の9段階から13段階に増やし、より所得に見合った割合率となりました。改定後の介護保険料は、以下のとおりです。

#### 令和6～8年度の介護保険料

所得段階	対象となる方		基準額に対する割合	保険料年額(円)	
第1段階	●生活保護受給者 ●世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金の受給者 ●世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人		0.285	18,200	
第2段階	本人が住民税非課税	同じ世帯にいる人全員が住民税非課税	本人の前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超え120万円以下の人	0.485	31,100
第3段階			本人の前年の課税年金収入額+合計所得金額が120万円を超える人	0.685	43,900
第4段階		同じ世帯に住 住民税課税者が いる	本人の前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人	0.900	57,700
第5段階 (基準額)			本人の前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超える人	1.000	64,200
第6段階	本人が 住民税 課税	本人の前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.200	77,000	
第7段階		本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.300	83,400	
第8段階		本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.500	96,300	
第9段階		本人の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.700	109,100	
第10段階		本人の前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.900	121,900	
第11段階		本人の前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.100	134,800	
第12段階		本人の前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.300	147,600	
第13段階		本人の前年の合計所得金額が720万円以上の人	2.400	154,000	

### 介護保険料の納入通知書は7月中旬に郵送します

保険料の納入通知書は、7月中旬に郵送します。年金が年額18万円以上の方は年金からの天引きとなります。また、年度途中から65歳になられた方、年金が年額18万円未満の方は、納付書で市役所や金融機関、コンビニなどで納付してください。

問 介護福祉課 ☎0297(21)2193

▼このままだと預金が下ろせなくなる。銀行協会の職員を同わせませすは詐欺です